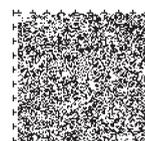


資料

- 資料 1 特別支援学級在籍者・利用者数の年度別推移
- 資料 2 都内公立学校及び就学前機関における
発達障害に関する実態調査
- 資料 3 都内公立学校における発達障害に関する
意識調査
- 資料 4 東京都発達障害教育推進会議



資料1 特別支援学級在籍者・利用者数の年度別推移

各年度5月1日現在

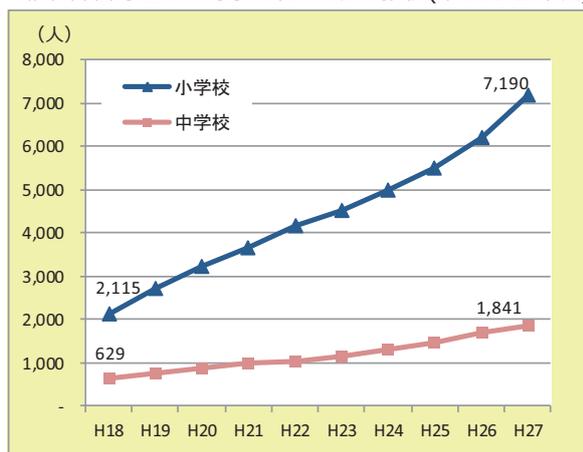
単位(人)

		昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
情緒障害等 通級指導学級	小学校	224	489	452	424	424	396	373	380	382	388	401
	中学校	6	28	58	89	113	117	151	166	178	178	190
	計	230	517	510	513	537	513	524	546	560	566	591
自閉症・情緒障害 特別支援学級	小学校	43	61	90	83	85	86	77	67	64	70	64
	中学校	-	13	33	29	43	63	57	52	47	45	39
	計	43	74	123	112	128	149	134	119	111	115	103

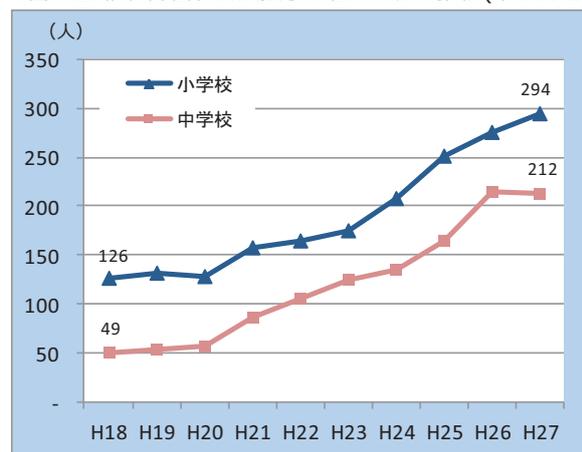
		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
情緒障害等 通級指導学級	小学校	449	478	540	582	627	667	743	844	988	1,189	1,458
	中学校	183	184	214	235	246	252	274	293	288	319	373
	計	632	662	754	817	873	919	1,017	1,137	1,276	1,508	1,831
自閉症・情緒障害 特別支援学級	小学校	66	68	72	81	79	76	76	74	88	96	106
	中学校	30	29	28	28	22	22	22	18	19	25	39
	計	96	97	100	109	101	98	98	92	107	121	145

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
情緒障害等 通級指導学級	小学校	1,777	2,115	2,735	3,238	3,669	4,147	4,512	4,980	5,488	6,209	7,190
	中学校	499	629	761	862	978	1,047	1,154	1,303	1,450	1,706	1,841
	計	2,276	2,744	3,496	4,100	4,647	5,194	5,666	6,283	6,938	7,915	9,031
自閉症・情緒障害 特別支援学級	小学校	111	126	132	128	158	165	175	207	251	275	294
	中学校	51	49	54	57	87	105	124	134	165	214	212
	計	162	175	186	185	245	270	299	341	416	489	506

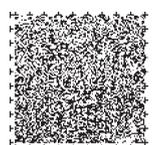
■情緒障害等通級指導学級利用者数の推移(平成18~27年度)



■自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者数の推移(平成18~27年度)



資料



資料2 都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査

1 調査の目的

都内の公立小・中学校及び高校における発達障害の児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた適切な教育的支援を行うため、都内の公立学校及び就学前機関における発達障害の児童・生徒の在籍状況や支援の実態等を把握し、具体的施策の検討に生かすことを目的とする。

2 調査対象及び実施時期

- (1) 幼稚園等（幼稚園、認証保育所、認可保育所、認定こども園） 平成27年度
- (2) 小学校 平成26年度
- (3) 中学校 平成27年度
- (4) 高校 平成26年度

3 回答数

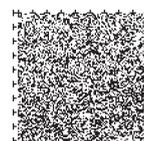
	対象校数	回答校数	回答率
幼稚園等	3,840園	1,098園	28.6%
小学校	1,295校	1,295校	100.0%
中学校	617校	617校	100.0%
高校	193校	193校	100.0%

4 幼児・児童・生徒の在籍状況

■発達障害と考えられる幼児・児童・生徒数 [校長・園長回答]

	通常の学級の 幼児・児童・生徒数 a ※	発達障害と考えられる 幼児・児童・生徒数 b	在籍率 c=b/a	
幼稚園等	407,258人	20,770人	5.1%	
小学校	552,897人	33,661人	6.1%	
中学校	228,340人	11,326人	5.0%	
計	138,908人	3,050人	2.2%	
高校	全日制	125,425人	1,511人	1.2%
	定時制	13,483人	1,539人	11.4%

※ a欄・・・公立学校統計（各調査年5月1日現在）及び保育サービス利用児童数の状況（平成27年4月現在、東京都福祉保健局実施の調査）の数



■通級指導学級相当の指導が必要と考えられる児童・生徒数 [校長回答]

	発達障害と考えられる児童・生徒数 a	通級指導学級相当の指導が必要と考えられる児童・生徒数 b	割合 c=b/a	通級指導学級利用児童・生徒数 d※
小学校	33,661人	16,445人	48.9%	6,209人
中学校	11,326人	3,210人	28.3%	1,841人

※ d欄・・・公立学校統計（各調査年5月1日現在）の数

■固定学級相当の指導が必要と考えられる児童・生徒数 [校長回答]

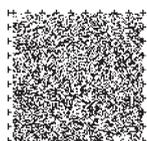
	発達障害と考えられる児童・生徒数 a	固定学級相当の指導が必要と考えられる児童・生徒数 b	割合 c=b/a	固定学級利用児童・生徒数 d※
小学校	33,661人	—	—	275人
中学校	11,326人	1,346人	11.9%	212人

※ d欄・・・公立学校統計（各調査年5月1日現在）の数

■通常の学級に在籍する発達障害と考えられる生徒の状況 [校長回答]

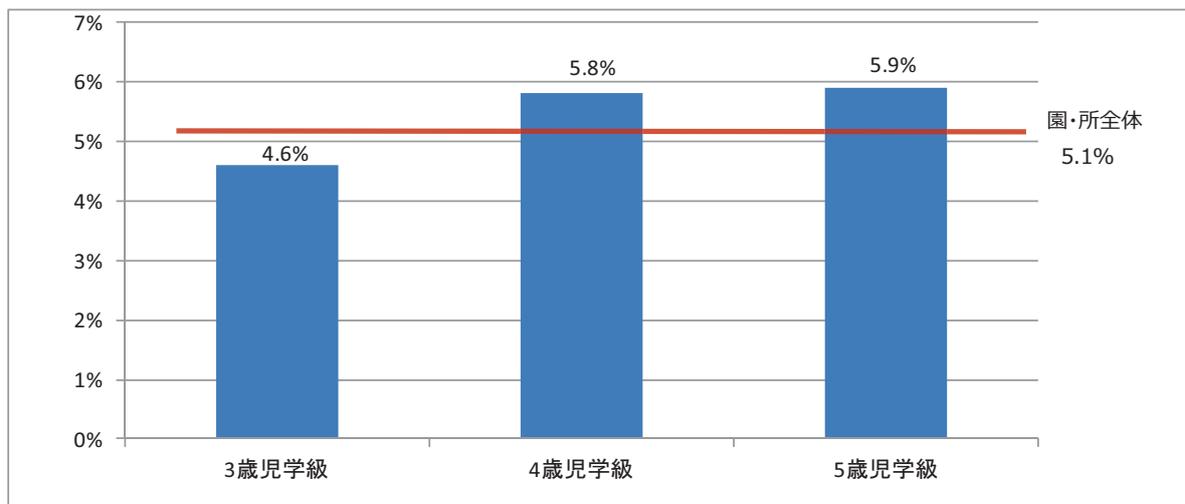
	発達障害の生徒の 想定在籍数 a	固定学級相当の指導が必要な 生徒の想定数 b	通級指導学級相当の指導が必要な 生徒の想定数 c	外部専門家や支援員等による対応が必要な生徒の 想定数 d	学級担任等の工夫による対応が必要な 生徒の想定数 e
	中学校	11,326人	1,346人	3,210人	2,989人

※ b、c、d、e欄は単一回答。未回答があるため、合計はa欄とは一致しない。

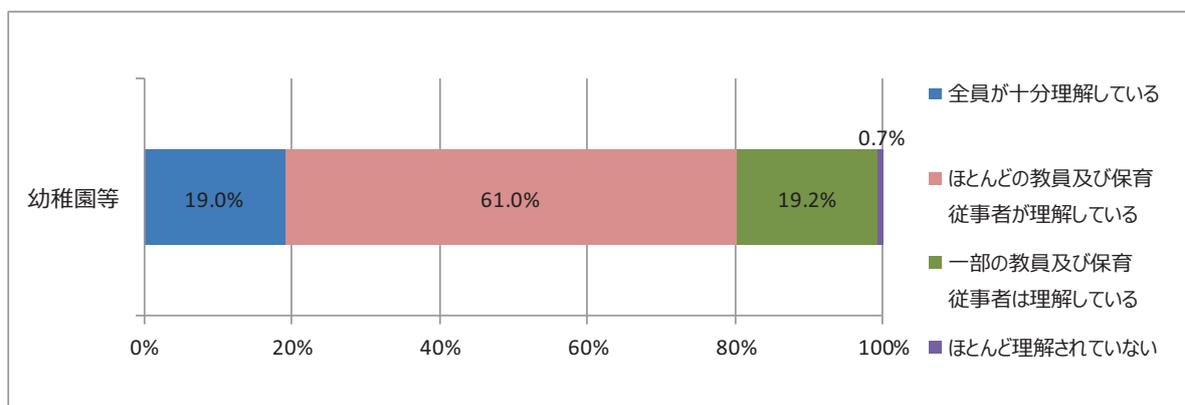


5 幼稚園等における状況

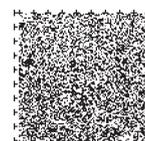
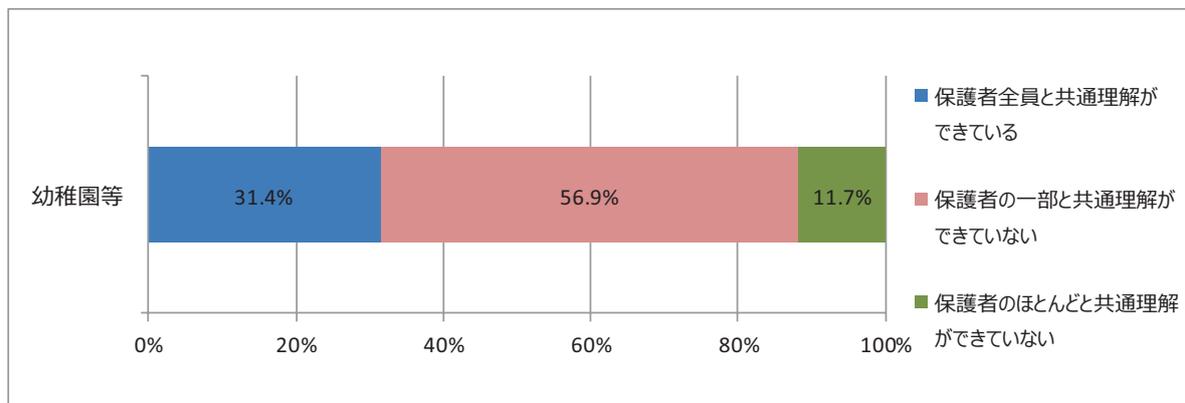
■発達障害と考えられる幼児の年齢別の在籍率 [園長回答]



■教員及び保育従事者の発達障害に対する理解 [園長回答]

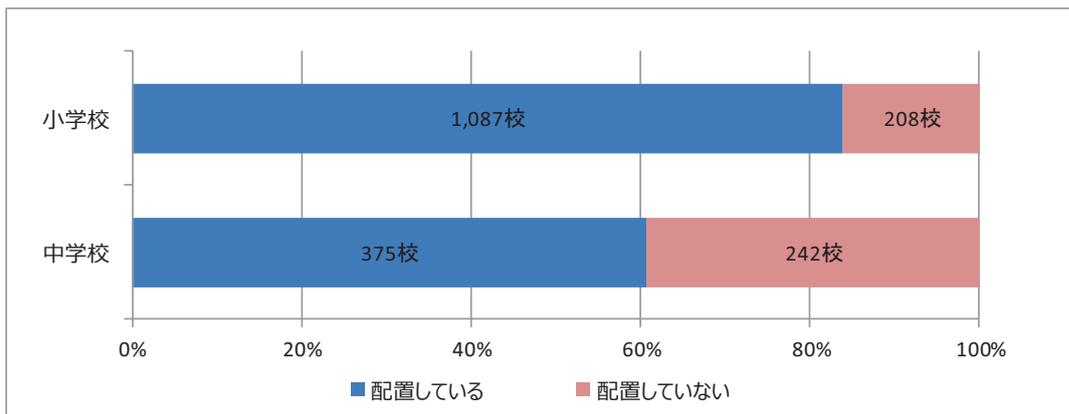


■発達障害と考えられる幼児の保護者との支援についての共通理解 [園長回答]

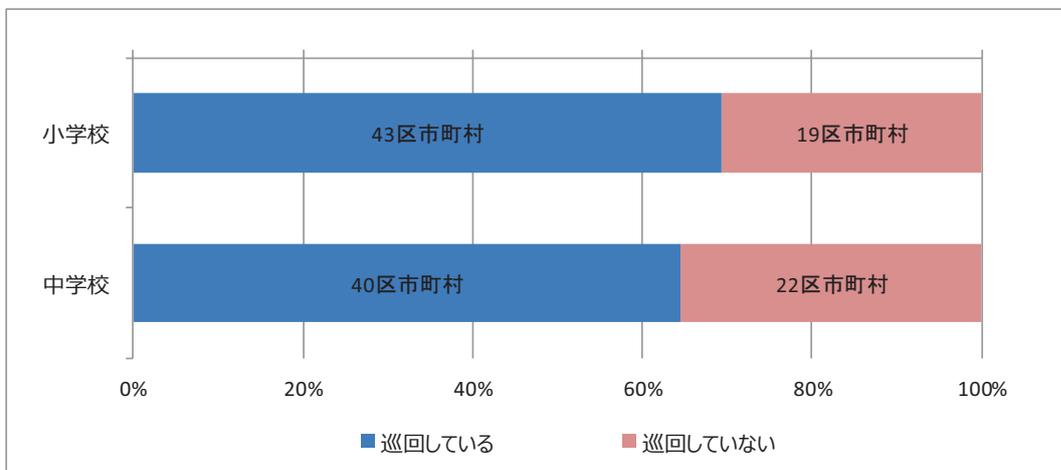


6 小・中学校における外部専門家等の活用状況

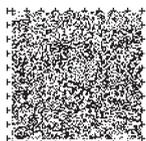
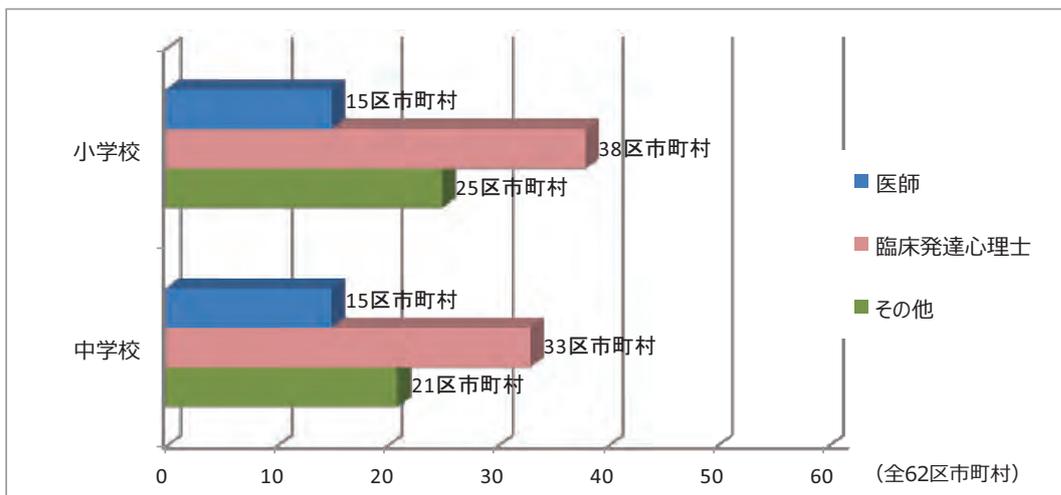
■支援員の配置状況 [校長回答]



■専門家の巡回状況 [区市町村教育委員会回答]

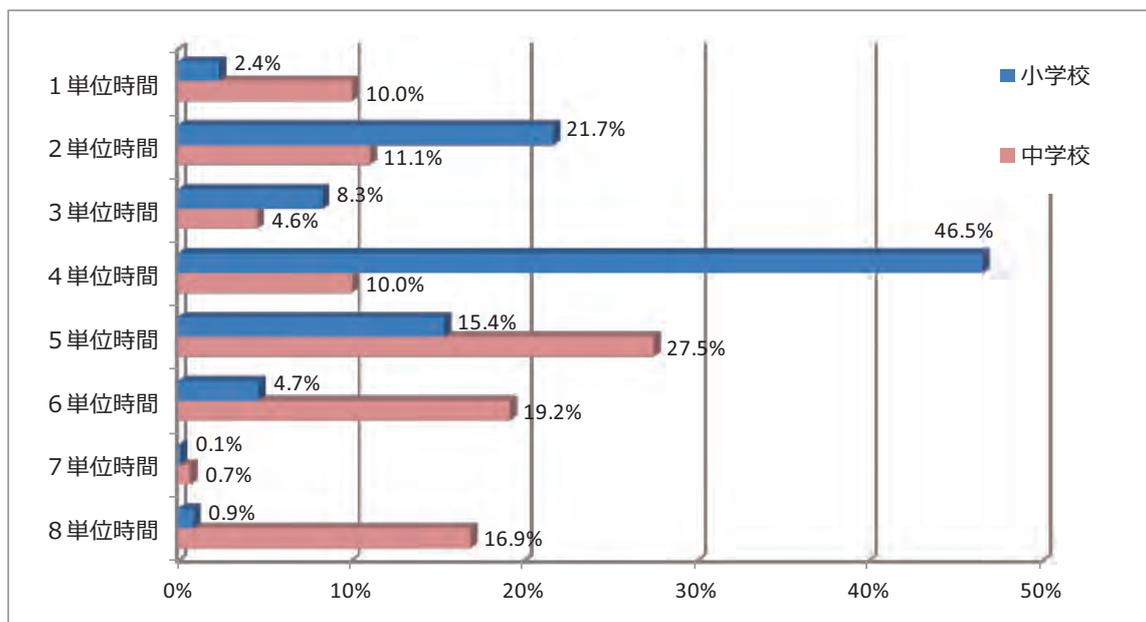


■巡回している専門家 [区市町村教育委員会回答]

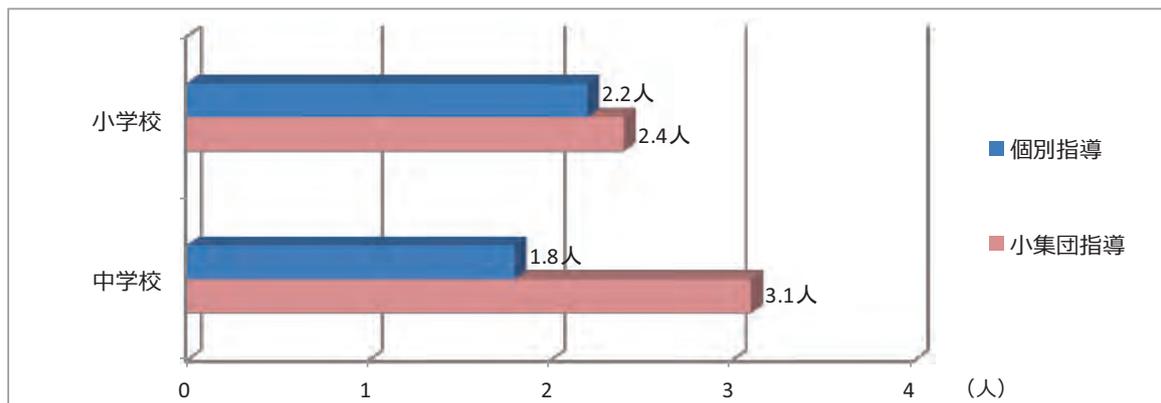


7 小・中学校における通級指導学級の状況

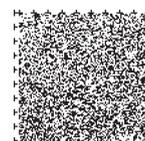
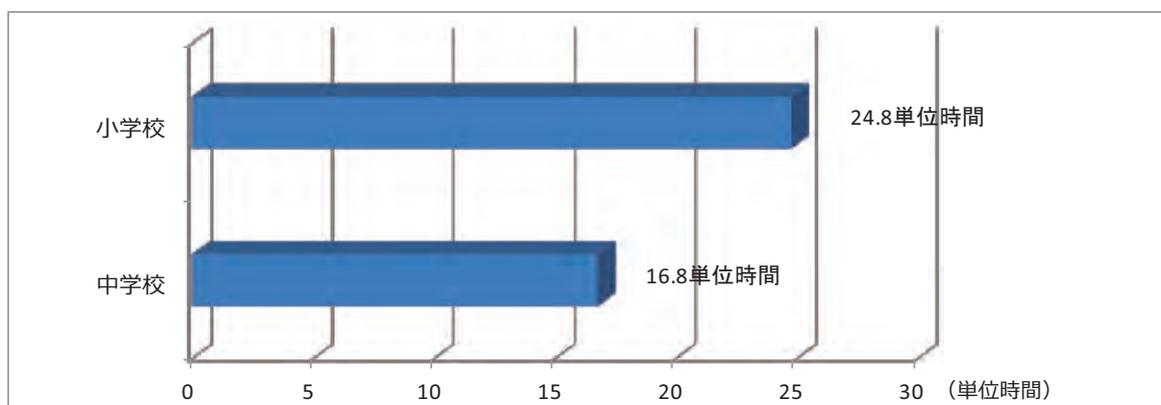
■通級指導学級における週当たりの指導時間ごとの児童・生徒数 [校長回答]



■通級指導において教員1人が指導する1単位時間当たりの平均児童・生徒数 [校長回答]

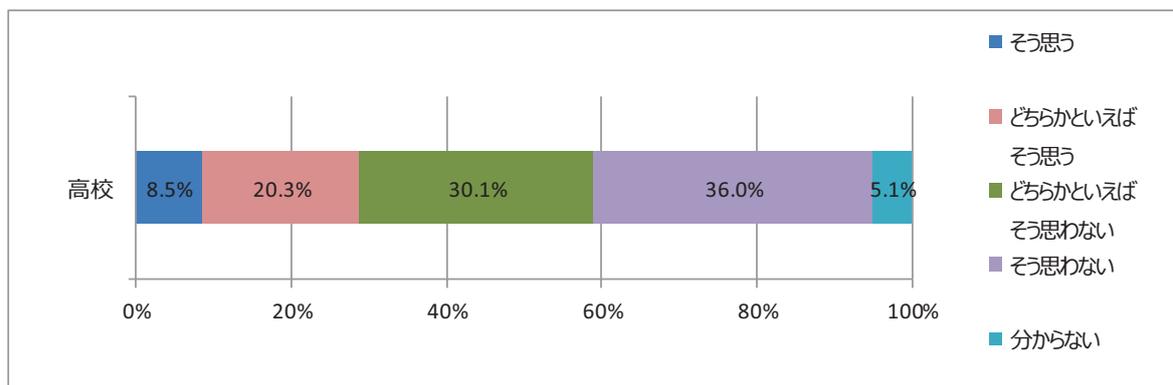


■通級指導学級の教員の週当たりの平均授業時間 [校長回答]

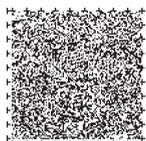
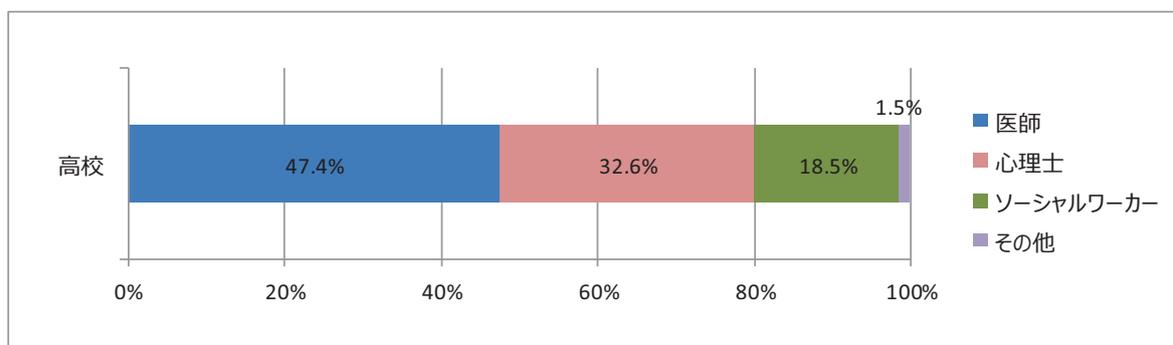


8 高校における支援状況

■発達障害と考えられる生徒への支援について中学校から引き継いでいるか。[校長回答]

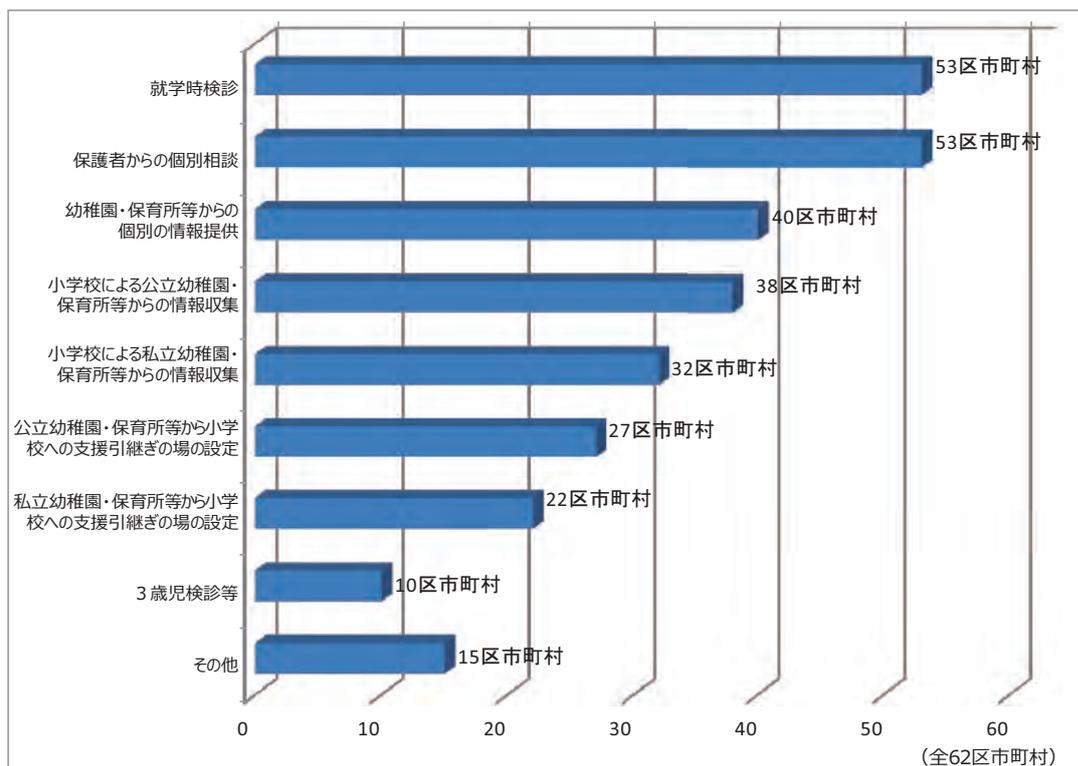


■発達障害と考えられる生徒への支援のために最も巡回が必要な専門家は。[校長回答]

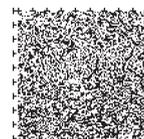
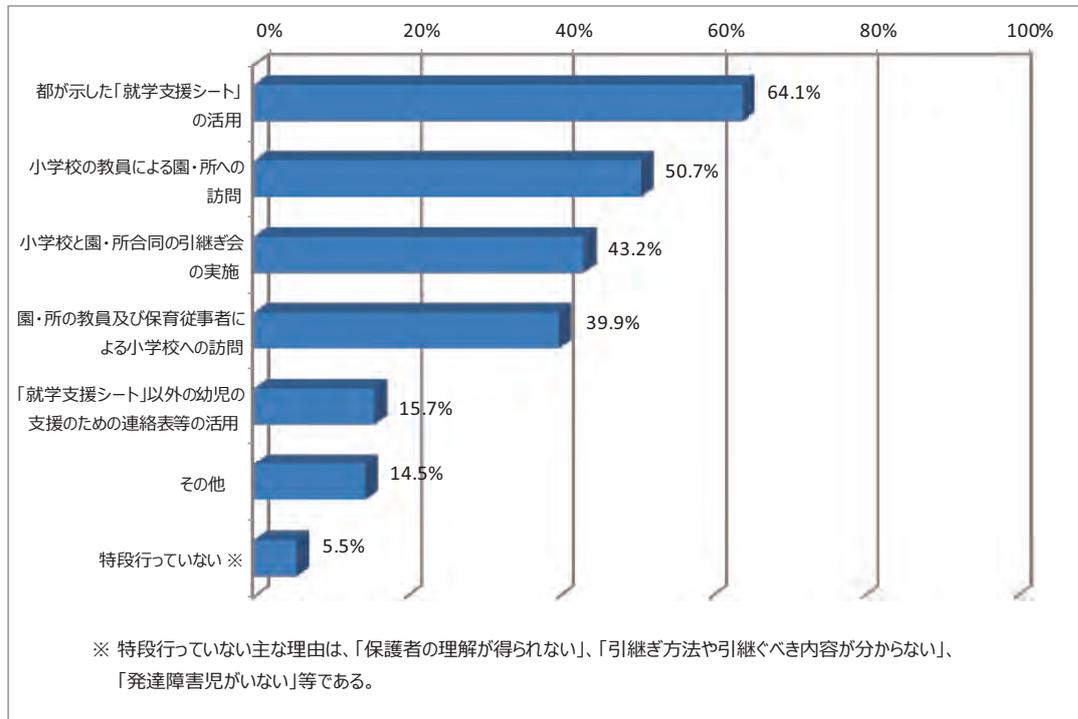


9 校種間の連携

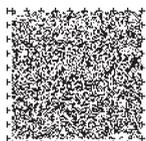
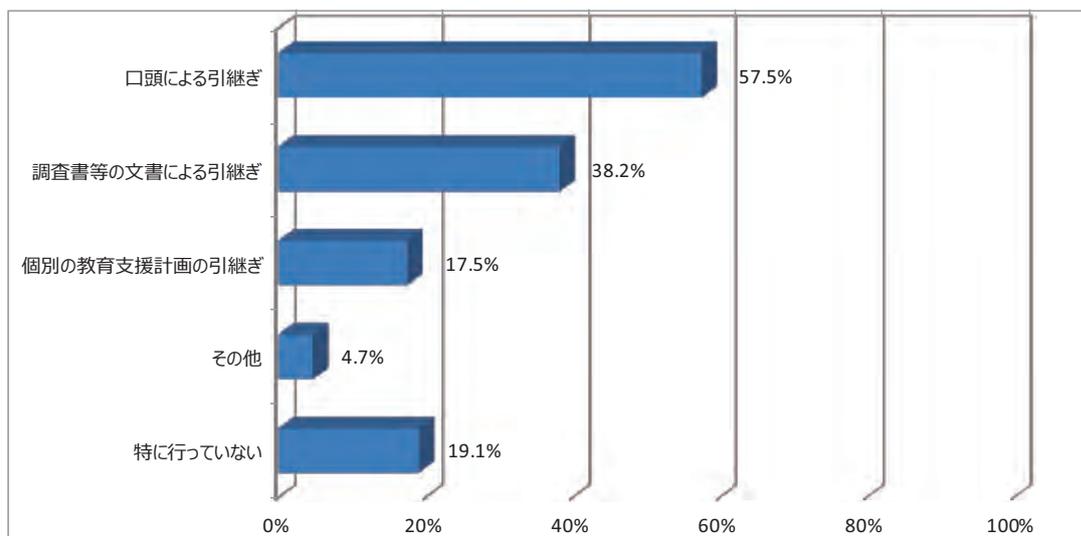
■就学前幼児の発達に係る情報を得る手段 [区市町村教育委員会回答]



■小学校への支援の引継ぎ [園長回答]



■高校へ進学する際の引継ぎ [中学校長回答]



資料3 都内公立学校における発達障害に関する意識調査

1 調査の目的

発達障害の児童・生徒に必要な教育基盤を明らかにするため、公立学校の現状や、教職員及び保護者が日頃困難を感じている点等を把握し、今後の教育行政における具体的施策の検討に生かすことを目的とする。

2 実施時期

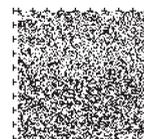
平成25年度

3 調査対象

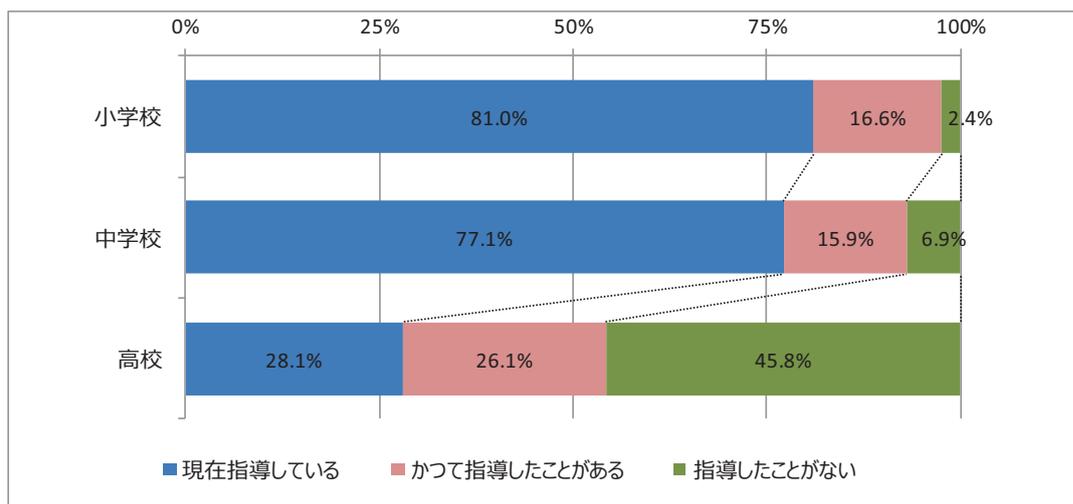
- (1) 対象校 小学校：407校、中学校：408校、高校：193校（234課程）
- (2) 対象者
- | | | |
|-----------------|-----|----|
| ①校長 | 各課程 | 1人 |
| ②特別支援教育コーディネーター | 各校 | 1人 |
| ③学級担任 | 各学年 | 1人 |
| ④保護者 | 各校 | 1人 |

4 回答数

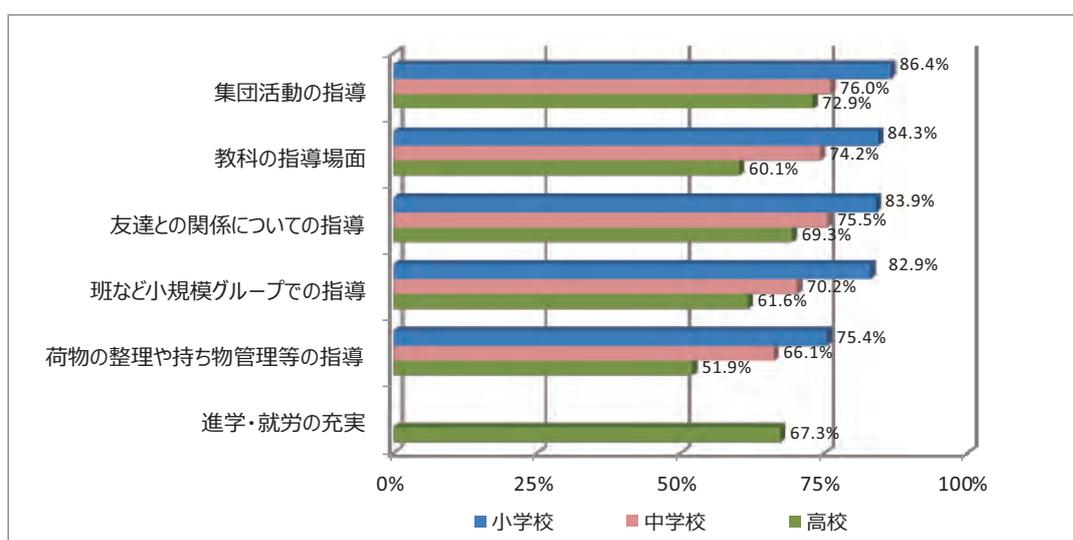
	小学校	中学校	高校
校長	324人	310人	210人
特別支援教育 コーディネーター	355人	352人	225人
学級担任	2,024人	1,023人	2,991人
保護者	324人	310人	164人



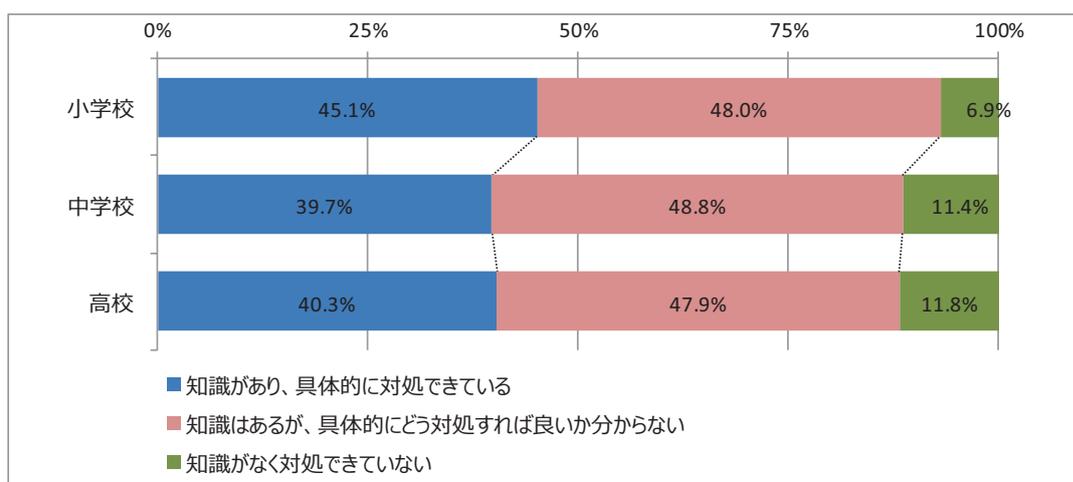
■発達障害の可能性のある児童・生徒の指導経験 [学級担任回答]



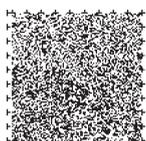
■指導で困難を感じる場面 [学級担任回答]



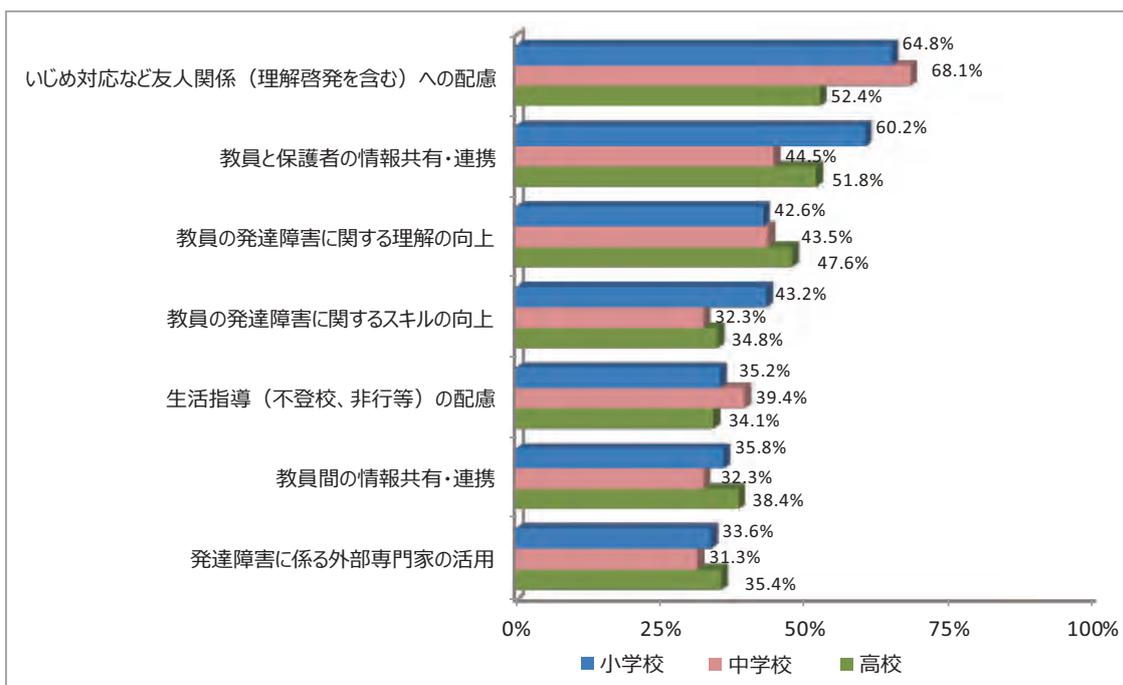
■発達障害の児童・生徒への対処 [学級担任回答]



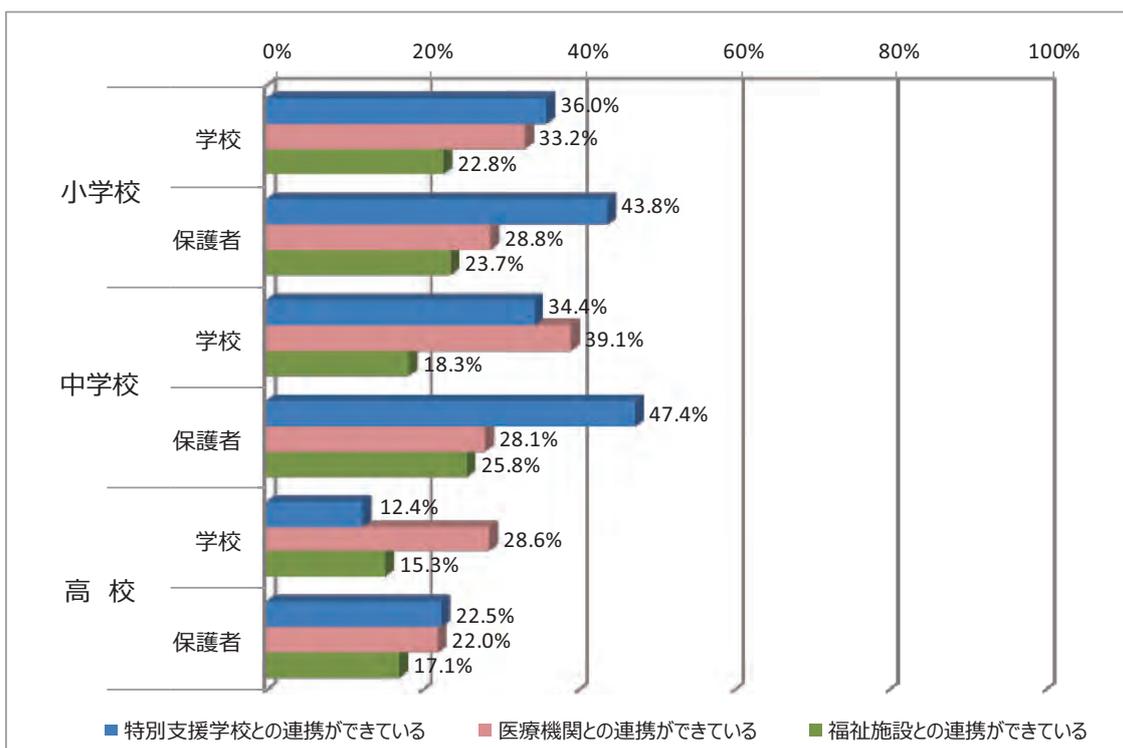
資料



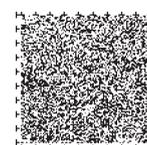
■保護者が学校に充実を期待すること [保護者回答]



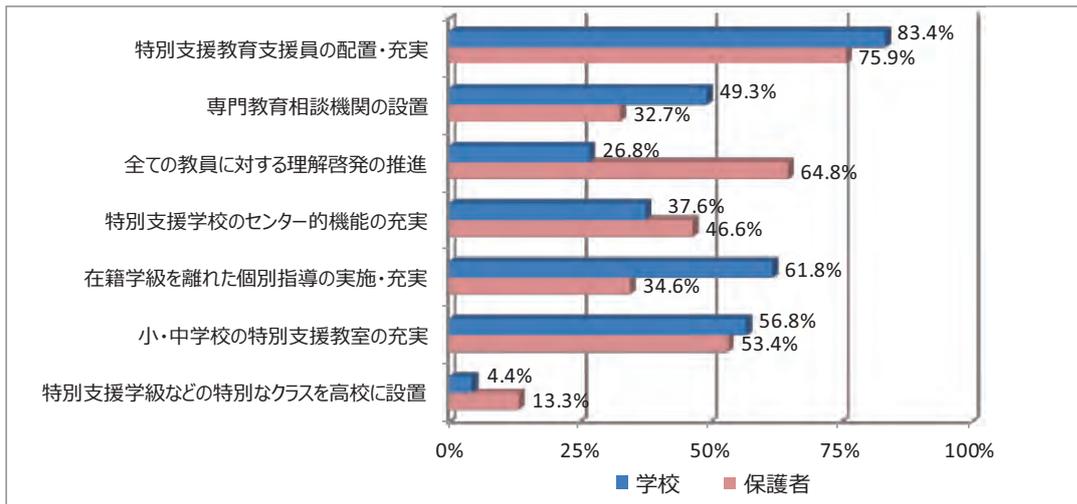
■外部との連携 [学校 (校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任)、保護者回答]



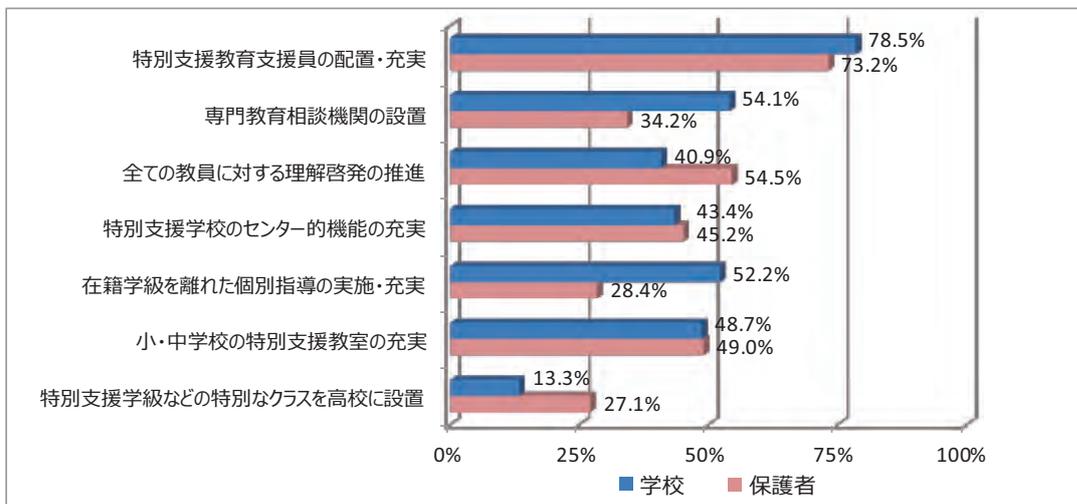
資料



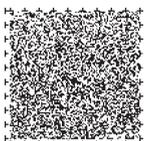
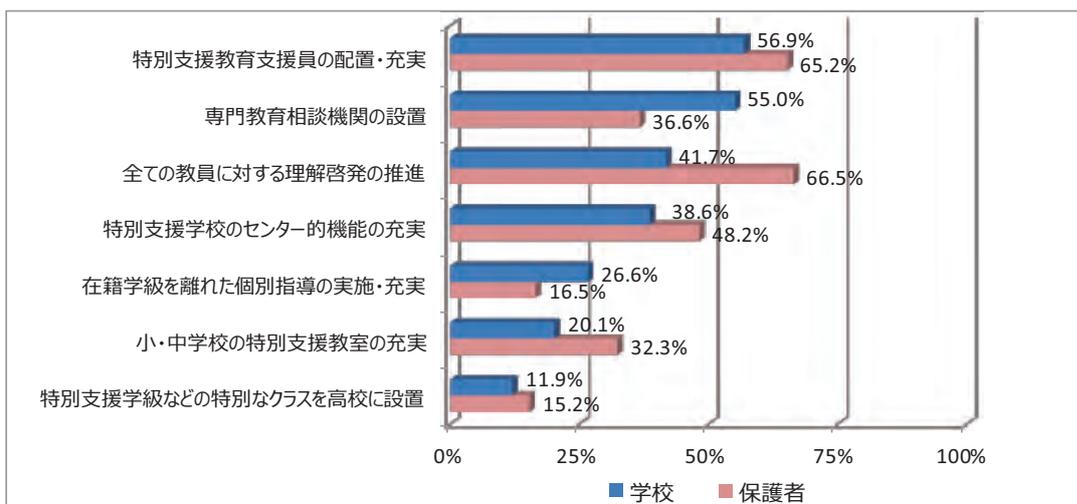
■今後の教育行政に求められる施策（小学校）〔学校（校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任）、保護者回答〕



■今後の教育行政に求められる施策（中学校）〔学校（校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任）、保護者回答〕



■今後の教育行政に求められる施策（高校）〔学校（校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任）、保護者回答〕



資料4 東京都発達障害教育推進会議

「東京都発達障害教育推進会議」設置要綱

(目的)

第1 都内の公立小・中学校及び高等学校に在籍する自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等（以下「発達障害等」という。）のある児童・生徒に必要な教育基盤を明らかにするため、「東京都発達障害教育推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 都内の公立小・中学校及び高等学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒の教育に関すること。
- (2) 前号による検討結果に基づく、都教育委員会への「提言」に関すること。
- (3) その他検討を要すること。

(構成)

第3 推進会議は、別紙に掲げる外部有識者及び学校関係者をもって構成する。

(座長等)

第4 推進会議には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により専任する。
- 3 座長は、推進会議を主宰し、会務を統括する。
- 4 推進会議には副座長を置き、座長は、委員のうちから副座長を指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときには、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 推進会議の設置期間は、推進会議が設置された日から平成26年3月31日までとする。

(幹事会の設置)

第6 推進会議に、検討事項を調整するための幹事会を置くことができる。

(専門部会の設置)

第7 推進会議に、専門的事項を調査検討するための専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8 推進会議の事務局は、教育庁都立学校教育部特別支援教育課に置く。

(会議及び会議記録)

第9 推進会議は、原則、非公開とする。

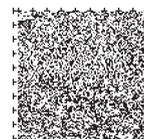
- 2 推進会議の会議要旨については、会議開催の都度取りまとめ、公開するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。



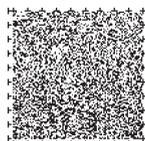
「東京都発達障害教育推進会議」委員名簿

東 敦子	(社福)のゆり会 のぞみ発達クリニック 所長
市川 宏伸	都立小児総合医療センター 顧問
梅田 真理	国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育情報センター 総括研究員
加藤 星花	首都大学東京 健康福祉学部 准教授
○ 加藤 正仁	(社福)からしだね うめだ・あけぼの学園 園長
小林 洋司	都立桜修館中等教育学校 校長
佐々木正美	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 特任教授
品川 裕香	教育ジャーナリスト
杉山登志郎	浜松医科大学 児童青年期精神医学講座 特任教授
樋口 郁代	渋谷区立渋谷本町学園 校長
◎ 宮崎 英憲	東洋大学 参与
森下由規子	明星大学 教育学部 准教授
山岡 修	全国LD親の会 顧問

(敬称略 五十音順、◎：座長、○：副座長)

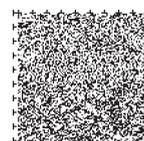
「東京都発達障害教育推進会議」協議経過

	開催日	議 題
第1回	平成25年7月31日	学校教育における発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤として重要と考えることは何か
第2回	9月4日	教育行政のこれまでの取組に対する意見及び改善・充実について
第3回	10月16日	発達障害教育の基盤整備に際しての『児童・生徒の成長段階に対する配慮』、『障害特性や不適応状況の程度の対する配慮』
第4回	12月17日	都内公立学校（就学準備段階、小学校段階）における発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤の整備に向けた施策検討の方向性について
第5回	平成26年1月15日	都内公立学校（中学校段階、高等学校段階）における発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤の整備に向けた施策検討の方向性について
第6回	2月17日	・いじめ・不登校問題と発達障害教育について ・小・中学校及び高等学校における継続性のある教育について
第7回	3月27日	発達障害教育に係る提言について



《 提 言 》

特別支援教室の設置	
	全ての公立小・中学校への特別支援教室設置を実現し、特別な支援が必要な児童・生徒の指導体制を早期に確立することが重要である。
自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	
	特別支援教室での指導時間を越えた指導を必要とする発達障害の児童・生徒もいるため、一定数固定の自閉症・情緒障害特別支援学級を設置する必要がある。
アセスメントの実施	
	学習障害は気付きにくいいため、小学校1年生の読み書きにおいて課題を把握し、早期から特別な支援を行う必要がある。
	将来を見据えてどれだけの基礎学力を身に付けられるかについても把握し、指導をする必要がある。
学級経営の工夫	
	発達障害の児童・生徒に対する教育は、通常の学級において個々のニーズに応じた、適切な配慮や指導が受けられることが重要である。発達障害の児童・生徒への指導においては、通常の学級における学級活動を工夫する必要がある。
学校全体での取組の強化	
	保護者等への対応など、教員が個人で対応するのではなく、発達障害の児童・生徒を担当する教員への支援を含め、学校全体で情報を共有し組織で対応する体制を整備することが重要である。
	中学校では教科担任制になるが、思春期段階で噴出する様々な課題に対して、これまでの教科教員による中等教育の意識では対応ができなくなる。 全ての教科の担当教員が発達障害の児童・生徒に対する情報を共有し、共通理解をもって、適切な指導・支援を行っていく必要がある。
	学校の組織的対応を進めるため、校長は、発達障害教育の取組を学校経営計画に位置付け、校務分掌やコーディネーターの役割と活動目標、個別の教育支援計画・個別指導計画の達成目標、専門家チームの活動目標等について、各学校の学校経営計画において指標を定め、学校経営評価シートにおいて達成状況を評価させる必要がある。



個に応じた指導の充実

一人一人の障害の特性や困っている状況に応じた指導が展開できるよう、学習環境や指導体制の整備・充実を進め、個に応じた指導の充実を図る必要がある。

体の使い方の訓練やコミュニケーションの指導を十分行い学習に向かう態度や意識を育てることで教育効果の向上を目指すことが重要である。

社会性の習得に向けた指導

発達障害の児童・生徒が、社会に適応していくためには、義務教育段階のうちにしっかりとルールや社会性を身に付けるとともに、「自分は他の生徒と考え方や気持ちに違いがある」など自分自身を理解し、自らをコントロールするためのスキルを身に付けさせる指導が必要である。

障害のない児童・生徒への理解啓発

周りの児童・生徒から見ると「ルールを守れない」「話が分からない」などから、変わった子供としてからかひやいじめの対象となりやすい。教員は、周りの児童・生徒に対して理解啓発を行う必要がある。

長所や得意分野を伸ばす指導

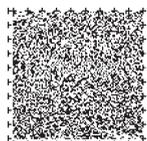
発達障害の児童・生徒は、短所や苦手なことを直す指導は苦痛となることから、長所や得意分野を伸ばし、学習意欲や自己肯定感を低下させない教育が重要である。特に思春期以降は、できることを増やす視点での支援を行うなど、劣等感を抱かせず自尊感情を醸成するための配慮が必要である。

苦手なことの克服

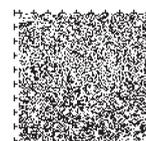
教員や保護者は、発達障害の児童・生徒にとって、苦手な部分が将来、社会不適應に結びつかないように支援を行うとともに、上手くいかないことが長期間続くなど、社会に対してネガティブな感情を抱くことのないように適切な指導・支援を行う必要がある。

不適應行動への対応

通常の学級において、発達障害の児童・生徒を支援するためには、パニックなどの不適應行動が生じた際に、学級を離れて落ち着ける場所を用意するなどの対応の工夫が必要である。



不登校の予防やいじめを受けないための対策	
	<p>発達障害の児童・生徒は、二次障害として不登校に陥りやすかったり、いじめの対象となってしまったりすることがあるので、発達障害の児童・生徒が自尊感情を失わないように周囲の児童・生徒の理解を推進するとともに、保護者の理解を促進し、児童・生徒の日頃の生活状況等の変化など、不登校やいじめの兆候を敏感に把握できる体制を整備する必要がある。</p>
	<p>発達障害の児童・生徒の不登校等の問題への対応は、小学校段階では教員集団で対応できたものが、中学校段階以降は困難になってくる場合がある。</p> <p>問題を抱える児童・生徒への対応は、学校だけでなく、医療・福祉・心理等の専門家とともに地域で一緒に解決していけるような支援体制を構築する必要がある。</p>
外部専門家の活用	
	<p>発達障害の児童・生徒は、集団の中で社会への適応力を育成することが重要であるが、こうしたことを通常の学級の担任が適切に指導するためには、専門家や特別支援学校・学級の教員からの指導方法等についての助言等を受けられる体制を構築することが必要である。</p>
高等学校における社会性の習得に向けた指導	
	<p>発達障害の生徒の進学や就労を実現するために、キャリア教育の実施や大人と関わるという体験を通じた、社会適応に必要な状況に応じたコミュニケーションスキルの習得などの指導を実施することが必要である。また、高等学校の学習指導要領に「自立活動」を位置付けることを国に働きかけることも必要である。</p>
	<p>都立高等学校においても、義務教育に準じた形での支援体制が必要であり、特別支援教室や通級による指導などの具体的な方策を実施する必要がある。</p>
高等学校卒業後の支援	
	<p>都立高等学校において、就労後も継続的・計画的に支援を行うことが必要である。</p>
高等学校の入学者選抜における対応	
	<p>中学校段階で特別な支援を受けてきた生徒に、高等学校での学習の機会と場を提供するために、入学者選抜における支援内容等を具体的に検討し、実施する必要がある。</p>



教員の専門性の向上

発達障害教育の推進には、管理職の理解と強力なリーダーシップが不可欠であり、専門家等からの支援を学校が効果的に活用するためには、特別支援教育コーディネーターを中心に、様々な人的・物的資源を一人一人の発達障害の児童・生徒へ適切に提供する体制が必須であることを、全ての学校の管理職に理解させる必要がある。

全ての教員に発達障害の理解啓発を求める保護者は多い。
教員が児童・生徒の発達障害の状況を十分に把握し、必要とする特別な支援を見極められる力を研修の充実により実現する必要がある。

発達障害の理解がある教員の確保と養成

「生徒に特別な支援が必要なことは理解しているが、具体的な支援の方法が分からない」と答える教員が多い。
教員養成課程のカリキュラム見直しなどを行い、教員養成段階から発達障害教育の専門性を高めていく必要がある。

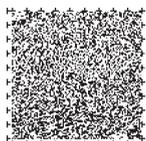
継続した指導・支援

小・中学校及び高等学校間の連携や情報共有には個別の教育支援計画の活用が重要だが、現在は十分には機能していない。そのため、発達障害の児童・生徒の特性に応じた教育内容や方法について、個別の教育支援計画の策定をスタートとするPDCAサイクルを確立し、保護者に一貫した指導・支援のプロセスを明示して、個別の教育支援計画等の情報を引き継ぐことの重要性を理解してもらう必要がある。

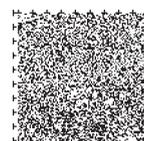
早期支援・連携

発達障害を早期に発見し、支援につなげることで、社会適応力を向上させることができる。そのため、保護者が受け入れやすい早期発見、早期療育につながるシステムの確立が必要である。

小学校への円滑な就学のためには、幼稚園、保育所に対する支援が必須である。教育委員会等が、子供の情報の引き継ぎやケース会議の開催など円滑な就学に向けた支援体制を確立するとともに、就学前から発達障害について相談ができる体制を整える必要がある。



他機関との連携	
	<p>発達障害が重い場合は、医療や心理の専門家との関係が非常に重要になる。また、家庭環境に課題がある場合は、福祉の専門家との連携が必須である。発達障害の児童・生徒への対応に悩む教員への支援を考えるには、学校教育という限られた領域内だけで対応するという前提を取り去る必要がある。</p>
一元化した情報提供	
	<p>教育管理職や教員の育成、専門性を高める研修、教員の指導上の相談、保護者の就学上の相談、教員へのオンラインによる指導技術情報の提供・研修（eラーニング）、図書資料の保存・閲覧、専門家による学校巡回など、学校の発達障害教育を支援する様々な取組を効果的に行う発達障害教育センターを設置し、医療・福祉と連携した包括的な支援システムを確立し実践する必要がある。</p>
都民への理解啓発	
	<p>保護者が子供の発達障害を認め受け入れないと支援は始まらず、個別指導計画を作成することもできない。これは、ニーズに応じた適切な教育を徹底すれば子供の状態が変わるということを保護者が十分理解していない場合もあるためである。保護者と緊密な相談を行い、理解の隔たりを埋める努力や、周りの保護者、地域住民への理解啓発を徹底する必要がある。</p>
	<p>厚生労働省、文部科学省といった行政の垣根を越えて、放課後の居場所づくりを促進する。その上で、発達障害の児童・生徒の個別対応等にも配慮した放課後の居場所づくりを具体化する必要がある。</p>
	<p>発達障害の児童・生徒本人を指導・支援すると同時に、地域社会が発達障害の児童・生徒を受け入れ易い社会に変わっていかないと、本質的な対応は困難である。</p> <p>社会全体の発達障害に対する理解啓発を、教育委員会や学校から積極的に発信しなければならない。</p>



東京都発達障害教育推進計画

東京都教育委員会印刷物登録
平成 27 年度 第 181 号

平成 28 年 3 月発行

編集・発行 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話番号 03 (5320) 6753
印刷会社 株式会社 よごえい印刷

●東京都教育委員会ホームページアドレス

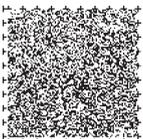
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



 **TOKYO**